

令和7年度第1回バリアフリー吹田市民会議 議事録

日 時:令和7年9月3日(水)午後1時~午後5時

場 所:総合福祉会館1階 集会室

出席者:【バリアフリー吹田市民会議委員】

栗田委員、森委員、西岡委員、福西委員、波那本委員、宇都委員、船木委員、
渡部委員

【説明部署】

(1)男女共同参画センター:淵上所長、湯川所長代理、

資産経営室:清木主査、石井係員

(2)土木部 地域整備推進室:杉澤参事、森主幹、筒井主任

(3)子育て政策室:伊藤参事、尾崎主幹、原田主査

まなびの支援課:前田課長、宮脇主幹、田畑主任

高齢福祉室:高畠主幹、上林主任

(4)まなびの支援課:前田課長、宮脇主幹、田畑主任

高齢福祉室:高畠主幹、上林主任

【事務局】

障がい福祉室:吉村室長、平井(倫)参事、山田主幹

会議次第:1 開会

委員・市職員紹介、会長・副会長指名

2 案件説明・討論

(1)吹田市立男女共同参画センターのトイレの改修について

(2)都市計画道路千里丘朝日が丘線道路新設事業における道路整備について

(3)五月が丘児童センター、東佐井寺地区公民館、東佐井寺地区高齢者いこいの
間 大規模改修 及び昇降機設置工事について

(4)岸二地区公民館及び岸二地区高齢者いこいの間 大規模改修 及び昇降機設
置工事について

【(1)吹田市立男女共同参画センターのトイレの改修】

委 員:トイレの寸法の詳細を教えてください。

担当所管:現状、1 階トイレは、身体障がい者用バリアフリースイッチですが、およそ 2 メーター四方の面積があります。改修後は、バリアフリースイッチを拡大し、180 センチの円で車いすを回転できるように大きさに変更したいと考えております。入口は現在 93 センチですが、同じような幅 90 センチほどの入口を設ける予定です。

委 員:トイレの扉について、スライド式や電動スイッチで開閉できるものがありますが、今回はどういう形式のものになりますか。

担当所管: 現在もスライド式ですが、改修後もスライド式を予定しておりまして、扉についても自動ではなくて手動のものを想定しています。

委員: 建築物のバリアフリーについて法律が改正されていて、この6月から実施されています。各階にバリアフリースイレを設置するという基準になっているのですが、地下1階だけないとのことですが、その基準を取り入れてはどうですか。

委員: 今回、バリアフリー法で改正されたのは、1000 平米以上を超えるところにバリアフリースイレをつける、また多数が利用されるスイレは各階につけないといけないというような改正ですので、1000 平米以下のところについては、設置がいらないような場合も中にはあります。そのうえで、設置するべきかどうかという話になるかと思います。

担当所管: 今回の工事は大規模改修工事になりまして、建物の構造上、改修できる範囲には限界があります。地下1階のスイレはそもそも非常に狭いスイレであり、そちらにバリアフリースイレを作るのは難しいので、1 階 2 階 3 階のスイレはいずれも、エレベーターのそばにあり、そちらをお使いいただきたいと考えています。

委員: 地下 1 階はどのくらい利用されることを想定していますか。

担当所管: 地下 1 階の利用者は、情報ライブラリーの利用者になりますので、それほど多くないことを想定しています。

委員: オストメイト等の場所はどこになるのか具体的には決まっていないのですか。

担当所管: 設計を進めているところですので、具体的に策定した成案には至っていません。

委員: 障がい種別ごとに当事者の声を聴いていただきながら設計を進めてほしいです。

担当所管: まだ図面はできていないので、今日お見せしている図面は現況ですが、大阪府のまちづくり条例の基準に合うようなバリアフリースイレになるよう、1 階のスイレを今よりはサイズを拡大していくことで進めています。オストメイトについても、現状ではオストメイト対応のバリアフリースイレはありませんが、1階に設けるバリアフリースイレはオストメイトを用意するということで、条例に沿ったものを1階に備える予定となっています。

委員: 条例は最低基準なので、少しでも上回るようにしていただき、誰もが使いやすいものにしていただきたいです。

委員: 特にスイレに関しては、図面上だけでは分からない、例えば配置される位置により使い勝手の良し悪しが出てくるのかなと思いますので、そのようなことを考慮していただきたいです。

委員: 生活科学室調理室の設備の全面入れ替えがあるとのことですが、現状はこちらの熱源はガス、電気どちらですか。

担当所管: 現在はガスを使用し、今後もガスの使用を予定しています。

委員: 改修後も引き続きガスを使った調理施設ということで、使用する設備の長所・短所はあると思いますが、特に高齢者がガスを使用する時に様々な危険性があると思います。公共施設でもIHを導入しているところもかなり増えていると思いますので、そのようなところにも視点を当てて、今後検討いただければと思います。

委員: エレベーターは、現状のままのサイズを維持されるということですか。

担当所管:平成 29 年度に改修工事をしており、エレベーターについては改修の対象外です。

委員:現状のエレベーターのサイズを教えてください。

担当所管:エレベーターの入口部分の幅が 80 センチ、奥行きが 142 センチ、横幅が 144 センチです。

委員:今回は改修の対象ではないということですが、様々レイアウトの変更もあるようですので、上下階への移動等で不便を感じないようなものであればいいのかなと思います。参考までとなりますが、エレベーターの大きさに、例えば大型の車いすユーザーにとってあまりストレスを感じない大きさはありますか。

委員:現状は確か 12 人乗りで自分が 1 台入れるかどうかの大きさだったと思います。最低でも 15 人乗り、奥行きが 150 センチの大きさはほしいと思っていますので、ぜひ検討していただければと思います。

委員:今回は改修対象にはなっていませんが、今後このような意見が反映できればいいと思います。

委員:車いす用駐車場は設けられていると思うのですが、もう少し分かりやすいような路面の塗り替えや譲り合いスペースを作ったりはしないのですか。

担当所管:現在、車 3 台分にカラーコーンを置いて、そこに 2 台の障がい者対応の車を停めるスペースということで区画を取っていますが、改修工事の際には改めて線引きをし直しまして、障がい者の方用の区画を設ける予定です。

委員:視覚障がい者に対しては、誘導チャイムを設置する、点字ブロックを敷設する等でバリアフリーの対応を行っていますか。

担当所管:現在、外の歩道部には点字ブロックがありまして、エントランスから事務所まで点字ブロックが敷設されています。駐車場は、今は何も敷設されていません。

委員:点字ブロックで受付までしっかり誘導していただければ、後は受付の方が合理的配慮のサポートをしていただけたと思いますので、特に問題ないと思います。駐車場については、たくさんあれば迷ってしまうので、安全にサポートしていただけたところに誘導していただけるような場所に適切に敷設していただきたいです。

またトイレに関してですが、明るいところから暗いところに入った時に目が慣れるのに時間がかかりますので、最近は明るくてLEDを活用したりしていますが、壁の色と照明の関係もありますので、考慮していただきながらできるだけ明るくしていただいた方がありがたいです。

委員:トイレを 1 階、2 階、3 階と作るのであれば、そのうちの 1 つは向きが違う反転トイレを作っていただきたいです。このことについて、モックアップで協議をすることは考えられていますか。

担当所管:モックアップを実施する予定はありません。今の構造に大きく影響を受けるものもあり、できることできないことはありますが、以前にいただいたこの会議の意見や様々な基準を見ながら、できる範囲で取り入れていきたいと思っています。一つには、今のバリアフリースイートイレは少しメインの通路から奥まったところにありますが、少しでも出入りがしやすいようにメイン

の通路から出入りすることを考えているなど、できる範囲の中で取り組みたいと思います。

委員：図面では、トイレの中のベッドサイズやオストメイトの位置、音声や照明にしても、どこに設置するかが分からないので、委員の意見を聞きながら、改修工事を進めていただきたいです。

委員：図面だけでは分かりづらいところや、実際に使ってみて感じるところや使いづらさが分かることはあると思いますが、可能な範囲で当事者の意見を参考にしていただきたいと思います。もしかしたらすぐにできないことがあるかもしれませんが、できるだけそのような意見を取り入れていただき、活用していただきたいと思います。完成してからの変更というのは本当に難しいです。完成する前に、図面では分かりづらいところを可能な範囲で補足的に説明していただきたいと思います。

【(2)都市計画道路千里丘朝日が丘線道路新設事業における道路整備】

委員：この道は本当に狭くて、自転車の往来も多く、道路が整備されることは本当に良いことだと思います。歩道がしっかりできることで、私たちも安全に通れるようになるし、点字ブロックがしっかりと設置されることによって、千里丘のほうに抜ける道がしっかりと分かるようになります。JR千里丘駅前の工事をしっかりとされているので、こちらもしっかりとした工事になるように計画されていると思いますが、横断防止柵はポールを立てて、上も柵といいますか、横につけるといったものと考えていいですか。どのようなフェンスになるのか説明してください。

担当所管：横断防止柵については、目的は歩道から反対側の歩道におやみに渡らないようにするためのものです。支柱があり、それを乗り越えられないように柵になっているものなので、そこは障壁といいますか、歩道から車道に出られないものとなります。

委員：これはどのような材質ですか。ワイヤーのような材質ですか、それとも異なるものですか。

担当所管：鋼製のアルミですとか、鉄とか、そのような柱がありまして、ビームも梁や、それが横のビームか縦格子か、そこはまだ仕様は決まっていますが、全て鋼製の材質になっております。

委員：自転車の通行の矢羽根が車道部分に描かれるということでしたが、イラスト上は片側の矢羽根ですけれども、両方に付くのですか。

担当所管：ご指摘のとおり、両側に矢羽根という青いマークを整備する予定です。

委員：たまに自転車が逆行するのを見かけますので、両方に付くということで理解しました。

委員：歩道がしっかり確保されるということですが、横断防止柵があるから大丈夫なのかなとは思いますが、例えば歩道と車道との段差はどのくらいの段差になる予定ですか。

担当所管：歩道と車道との段差について、先ほどの説明の補足をさせていただきます。平面図の赤い部分に横断防止柵を設置する予定です。赤い線がない部分は、車が乗り入れるところなので、そこは横断防止柵を設置できないものです。また、車道と歩道の段差ですが、交差点については、車道と歩道の段差は2センチメートルを設けるというのがバリアフリーの基準ということで準拠させていただいています。このような車が乗入れるところは、横断防止

柵はありません。車道と歩道の段差は5センチメートルです。

委員：例えば車いすユーザーの方が、事故か何かでうっかり車道に飛び出してしまったり、脱輪したりという危険性は段差的にはどうですか。

委員：2センチメートルという基準はありますが、車いすにとっては2センチメートルでも正直きついです。結構な衝撃を受けるので、車道の乗り入れをするところで5センチメートル上がっているということになると、下手すると片輪が落ちてしまったら、転倒してしまって車道にはみ出て車に轢かれる危険性もあるので、そういったところに関しては、しっかりとここは危険ですというような色を付けるとか、何らかの注意喚起を行うようなものにしていただきたいと思います。

委員：横断防止柵がないところの道は斜めになっていないですか。斜めになっていたら、車いすユーザーは結構危ないので、車道に出してしまう可能性が高くなりますが、どのようになっていますか。

担当所管：横断防止柵がない部分については、一部道路側、車道側に勾配がついている部分がありますが、平坦部を確保したうえで、摺り付けを行うという計画になっています。歩道の幅員が2メートルから2.5メートルある部分になりますが、1.5メートル程度の平坦部は確保できる計画になっています。

委員：基本的には傾斜にはなっていないという理解でいいですか。

担当所管：歩道幅が2.5メートルあります。そのうち車道側について、横断防止柵がない乗り入れ部については、少し傾斜がつく場合もありますが、2.5メートルのうち民地側の1.5メートルについては平坦部、フラットな部分を確保して、雨水の配水をよくするために1パーセントの勾配はつきますが、原則的には車いすが通行するような平坦部は確保したうえで、すりつけていく考え方になっております。

委員：お示しいただいた図は断面図ですか。

担当所管：そうです。ただし、車両の横断防止柵がない乗り入れ部ではないです。こちらは一般的な横断防止柵があるところの断面になっていますので、今ご質問いただいた車両の乗り入れ部のところの断面図ではないです。ちょうど柵がある場所の断面図になっています。

委員：具体的には、オートボックスかどこかの出入口になるということですか。

担当所管：表示している部分は、オートボックスの店舗に入るための乗り入れになります。

委員：そこに5センチメートルの段差ができるということですね。

担当所管：そのとおりです。

委員：そこはスロープ型の乗り入れというような形で、できるだけ危なくないような形状にしたいと思っています。

担当所管：横断勾配につきましても、平坦性は確保するように設計しております。急な勾配にならないように設計は進めています。

委員：歩道に照明を付けるとのことですが、どこに付けますか。また、横断防止柵はやはり夜になると少し暗いと思います。夜になったら蛍光灯が発光するみたいになるのですか。

担当所管：まず歩道照明の位置についてですが、この断面で言いますと、歩道と車道がありますが、歩道と車道の間のところに照明灯を設置していきます。具体的に、平面的にどの場所に照明灯を建てるかについては、明るさのバランスなどを鑑みながら、照度を満遍なく確保できるように現在設計をしているところです。また、確かに今、ダークグレーなどの横断防止柵が増えてきていますので、夜間になると横断防止柵を視認しにくいということがあると思います。状況を見ながら、反射板、反射シートなどを設置するような検討を進めていきたいと考えています。

委員：照明も時代によって流行みたいなのがあると思います。私の家の近くの照明は低いところにあって、見た感じはすごくいいですが、視覚障がい者にとっては光が眩しすぎて、かえって分かりづらく、眩しさで方向が分からなくなったりするので、場所的にそういう風にしかできない部分はあるかもしれないですが、できるだけ高い位置から当てていただくほうがいいです。橋でもよくありますが、1メートルあるかないかくらいの高さというのは、視覚障がい者にとってはかえって眩しいだけで歩きにくいかなと思いますので、個人的な意見ではありますが、できるだけそういうのは採用していただきたくないなと思います。また、横断防止柵の話ですが、歩行者も車の運転手もそうですが、蛍光反射材を取り付けるだけで随分と効果はあるし、視覚障がい者も認識しやすいので、後から取付けられなくもないですが、最初からそういうことを想定して設置していただきたいです。

委員：照明も様々なタイプがあって、吹田市が設置したものか分かりませんし、デザイン性を重視されたのか分からないですが、腰くらいの高さの照明もあるし、従来のように背の高い上から照らすようなタイプとか、様々なものを見かけますが、逆に見づらくなってしまうということもあるということですね。

委員：照明と一緒に街路樹についても冒頭触れていただいたかと思いますが、今回は図でのお示しはありませんが、街路樹についても照明と同じく、植栽される場所によると、歩道の幅の確保が難しくなり、植えた当初はいいですが、木が成長してきて歩道のところに根上がりし、根が張ってきて舗装を持ち上げているところを見かけます。通行するときに危険ですし、車いすユーザー、高齢者ではシルバーカー、手押しの車などを使っている方が非常に多いので、今後の樹木の成長を見越して、そういうことにならないような植栽を選んでいただくとか、配慮をいただけるとありがたいかと思います。

委員：高齢者になりますと、買い物のときにカートを引きたり、どうしても荷物が多くなってきたりしますので、平面と照明にもお気遣いいただきたいと思います。

委員：歩道を新設されるということですが、この点字ブロックの位置は、歩道の真ん中、右側左側とか、どのあたりになりますか。

担当所管：沿道から出入りしたときに見つけやすいということを重視しまして、沿道との官民境界から60センチメートルのところに基本的にはつけていきたいと考えています。

委員：この辺りは、店舗側から60センチメートルのあたりに点字ブロックを設置していくということをやっていると思いますが、60センチメートルという幅が、白杖をもって点字ブロ

ックを頼りに歩行しているときに、真っ直ぐ歩いていたら左側に下水の蓋があってそれがすぐ障がいになったりとか、植栽をどちらにつけられるかは分かっていませんが、その植栽が邪魔になったりとかいうことがあるので、点字ブロックは歩道に対して中央に寄せるか、横断防止柵に関しても本来はもう少し手すりとして代用できるようなものにしていただくと手すりを頼りに行ってもらえるし、高齢者の方も、手すり代わりに進めるというようなことも考えていけると思いますので、今後のよい道ができるようにということを考えると、そういう工夫もしていただけたらいいと思います。

委員：バリアフリーガイドラインが大阪府から出されていて、それに則って吹田市でも公園などが整備されていると思います。国からのバリアフリー基準も含めてですけど、今の計画では歩道と車道の間に横断防止柵が取り付けられているということで問題はないですが、中にはそういう防止柵がないところもあります。ガイドラインとしては、視覚障がい者が車道に落ちないためには歩道を歩くことが前提ということで、車道とは反対側の一番端に作ると、壁とか他の物とかで歩みにくいところがあるので、60センチメートルというのは様々な検証の結果、60センチメートルは最低必要だろうということで決められたのではないかなと思っています。歩道を安全に歩くためには、歩道からはみ出している部分は、商品の撤去とか違法駐輪の取り締まり強化などは常に要望しているところです。ガイドラインに則って計画していただけるといいかなと思います。

そして、基本的に自転車は、道路交通法に則って青色の矢羽根を通行するのですが、小学生以下とか高齢者に関しては、車道を通行することが危ない場合は、歩道の安全を確保して通行してもいいと言われているので、そうなったときに歩道の真ん中を歩くというのは自転車との接触もあるので、車道と反対側に寄せて点字ブロックは設置されているのではないかなと思います。あと、手すりに関しては、視覚障がい者も利用されることがあるかもしれませんが、ガイドヘルパーさんと一緒に2人で並んで歩くこともありますので、真ん中が安全そうに思われますが、自転車に乗った小学生がゆっくりとしたペースで歩道を走行するということがあると、やはり歩道の中で車道と反対側に設置するほうが安全であると考えます。

委員：真ん中を歩いたほうが安全と思っていたのですが、そういう意味で視覚障がい者が、安全の確保のためにも、車道から離れたほうの民地寄りが安全という認識であるということも分かりました。参考にさせていただきたいと思います。

【(3) 五月が丘児童センター、東佐井寺地区公民館、東佐井寺地区高齢者いこいの間 大規模改修及び昇降機設置工事】

委員：車いすトイレへの配慮は広さだけですか、それともオストメイトなどの設備をしっかりとしたバリアフリースペースにする改修をされますか。

担当所管：現在のトイレはかなりスペースが狭いので、オストメイトに対応できるようなバリアフリースペースの設計を依頼しています。

委員：トイレの設備は現段階で決まっていることはありますか。例えば、介護用のベッドや自動ドア、照明などの設備です。

担当所管：ドアは一般的な引き戸で検討しています。介護ベッドは、敷地面積にも関係しており、そもそも躯体の位置が決まっているので、可能な限り広いスペースを取って、バリアフリートイレを設置したいと考えています。広さに見合ってベッドが設置できるようでしたら設置させていただきたいと思います。これからの設計の中で相談させていただいてからということになると思います。

委員：平面図の1階左上の男女トイレが身障者用トイレになるのですか。

担当所管：はい、玄関ホールに入って右側の身障者トイレのスペースにバリアフリートイレの設置を検討しています。東佐井寺地区公民館のトイレは、もともと男性と女性が同じトイレを利用するという形で作られており、現在は可能な限り仕切って使用している状態です。今後は、男性用と女性用を分ける、もしくは1階に女性用トイレと今ある身障者トイレをバリアフリートイレに変更し、1階で男性がご利用される場合はバリアフリートイレを使っていただくということも検討しています。広さについては、設計担当と相談します。できる限り広いバリアフリートイレを確保したいと考えております。

委員：トイレの設置基準は法律で決まっていますか。

担当所管：設置基準は法律で定まっています。今回の工事は、基本となる増築・新築といった要件から設置対象外になりますが、どのような形でバリアフリーのトイレに対応できるのかを検討していきます。

委員：エレベーターの位置はどこになりますか。

担当所管：エレベーターの位置は検討中です。図面どおりにエレベーターを作ると、左側の図書会議室の一部をエレベーターホールにするような形になります。エレベーターのメーカー設計の段階ではまだ決まりません。基本的には、直近では吹三地区公民館に11人乗りのエレベーターをつけさせていただいていますので、そちらと同等で今のところ40平米のエレベーターが必要になると考えています。

委員：11人乗りのエレベーターは、車いすの大きさによってはギリギリになると思います。エレベーターのメーカーや仕様についても検討されるということですので、11人乗りよりも大きいもので検討いただけると、乗り難さは解消されると思います。

委員：児童センター・公民館・高齢者いこいの間の三つの施設それぞれの現在の仕様を知りたいです。例えば土足なのか、履物を履きかえての運用なのか、現在の仕様と今後考えていらっしゃる仕様があれば教えてください。

担当所管：児童センター・公民館につきましては、今後も仕様の変更の予定はない方向で考えています。高齢者いこいの間についても、現状は和室になっており、玄関で靴を脱いで利用されています。今後は洋室化して段差はなくなりますが、玄関で靴を脱いでいただき、入室いただく仕様となる予定です。

委員：公民館も高齢者いこいの間も、特に高齢者の方が利用されるということで、ある程度利

用できる方が限定されると思います。ご高齢の方が履物を履きかえるというのは、私たちが思っている以上にすごく大変で、場合によったらそれがきっかけで転倒するリスクもあると思います。特に今回、高齢者いこいの間が洋室化されるということなので、できましたら土足での利用を検討いただけないでしょうか。また現在、高齢者いこいの間で洋室化されていて履物を脱がない仕様のところがありますか。

担当所管：いこいの間は全部で 35 か所あります。市民ホールの中にあるいこいの間であれば、土足のまま入る仕様ですが、基本的にはほとんど靴を脱いで入室いただいていると思います。理由としましては、室内の管理を高齢クラブにお願いしているのですが、どうしても清掃や管理の面がかなり大変になってくるので、地域の方で利用されている方とお話して、基本的には靴を脱いで利用していただいております。

委員：一期・二期に工事が分かれるということですが、最終的な完成予定日程などのスケジュールを教えてください。

担当所管：現在、設計業者が決まったところで、業者とはまだ顔合わせも行っていない。設計の契約期間は令和 8 年 5 月末ぐらいで、6 月頭ぐらいまでが設計期間となっています。その後、建築に向けて契約手続き等がありますので、契約自体は令和 8 年 12 月末ぐらいを予定しています。そこから、児童センター・公民館・いこいの間というように、一期・二期と工期を分けて工事を進め、今の予定では令和 9 年の 12 月末ぐらいまでが工事、そのあと検査等があって修正等の期間がありますので、全体の改修が終了し実際にお使いいただけるようになるのは令和 10 年に入ってからと思っています。

委員：せっかくの改修なので、扉が引き戸というのは、車いすの方ももちろん大変ですし、視覚障がい者もスライド式が望ましいと思います。スライド式というと、スライドするスペースがいると思われがちですが、施設によっては円形になっていて、扉が中にグルリと壁の方に向かってスライドするようなタイプの扉に改修されている施設もあります。また、路線バスのドアのような半分に折りたたまってスライドするようなものもあるので、検討いただけるとありがたいと思います。

委員：「車いすの高齢の利用者がいない」とおっしゃっていましたが、それはその方を排除・差別しているということにつながらないですか。

担当所管：現状地域の方にもお伺いをしましたが、車いすの方のご利用は現状ないと聞いております。

委員：合理的配慮で何とか利用できるようにならないでしょうか。

担当所管：今回の改修で、和室を洋室化して、段差も基本的にはなくすという形で考えています。車いすの方も入れるようになります。

委員：現状改修していない場所についてはそのままということでしょうか。

担当所管：その他の地域のいこいの間についても、古いところはこれから順次改修していく予定にしているため、改修の際に、基本的に段差をなくしていくという形です。

委員：現状、車いすの高齢者が使えない施設がそのままというのはいかがなものかと思います。いこいの間は拝見したところそんなに多人数が集まれる建物ではありませんが、今回の

施設は特に公民館や児童センターが付設されている施設ということなので、それぞれ利用施設によって利用できる人の対象が異なるのかもしれませんが、車いす利用者には、例えば同一施設内の公民館に移動していただくとか、その辺りは柔軟に対応いただくことで何とかカバーしていただくとか、公民館やいこいの間の管理をされている高齢クラブなどに指導いただくことはできないでしょうか。

担当所管：現状、まだ和室で、段差があって段差を上がらないとどうしても入れないような部分もあります。しかし、例えば東佐井寺地区の公民館では、車いすの方の利用が難しい場所ですが、そういう方が会議に参加される場合は、別の場所にするとか、できるだけバリアがないような場所ですよう対応しております。

委員：改修がまだ追いついてないところについては、運用面でカバーしていただければと思います。

委員：高齢者が車いすを使うだけではなく、子どもたちの中にも障がいの方はいらっしゃいます。子どもたちは地域の支援学級や児童センターも利用されると思いますが、利用できない施設だから利用していないという状況もあると思います。その辺りを考えながら運用面を工夫し、障がい者に寄り添った計画にしてほしいと思います。

委員：ここは利用できないので別の場所に行っていただくことで運用を行っている、との説明がありましたが、障がいがあってもバリアをなくしていこうということを念頭に考えなければいけないと思います。段差があればスロープを置いて何とか入れるようにできないか、エレベーターがないならば昇降機を置いたりする等、様々な工夫ができると思います。高齢者だから上履きで入ってもらう、それ以外は無理というのが問題だと思います。車いすや杖を使う方たちがどんどん利用してもらえるような考え方をしていかなければいけないと思います。

委員：今までの認識を改めていく必要はあると思いますし、新しく更新する部分についてだけではなく、既存の施設についても、すべての市民の方が使える、そういう施設であってほしいと思います。

【(4) 高齢福祉室：岸二地区公民館 及び岸二地区高齢者いこいの間 大規模改修 及び昇降機設置工事 について】

委員：玄関に入って受付まで、点字ブロックはないのでしょうか。

担当所管：岸二地区公民館は、玄関前までは点字ブロックをつけています。改修後は、新しいものに変更する予定です。ホール内は検討中です。ご意見をいただいた上で、設計に盛り込むどうか話し合いをさせていただきたいと思います。

委員：事務所には事務員さんが居るので、事務所はすぐ見渡せるところにあると思いますが、玄関と事務室のカウンターまで点字ブロックがあるかないかで、安心感も随分違いますので、設置を検討していただきたいと思います。

担当所管：平面図の外構図の上の方に黒く斜線がついているところが、今検討中のエレベーターの

設置位置になっています。エレベーター設置予定の位置は、公民館といこいの間の、その上に四角く少し濃い斜線が引いているところです。

委員：エレベーターをこの位置に設置したら、2階の廊下がエレベーターホールになる感じですか。

担当所管：はい。2階部分のちょうど上の廊下の、その上辺りにエレベーターを設置する予定です。右側に倉庫・廊下があり、その上側にエレベーターが設置されてエレベーターホールができるように検討しています。

委員：エレベーターをこの予定地につけたら、特に部屋の配置を変えなくても、エレベーターはつけられるということですか。

担当所管：そのとおりです。

委員：1階の平面図のバリアフリートイレはどういうものになりますか。

担当所管：現在はバリアフリートイレと表記しています。洋式の便座が一つと、右側の女性トイレと比べると個室が広めのトイレという仕様です。それ以外の設備がついていないので、設備のバリアフリー化を検討しています。面積的にも、右側の女性トイレ、縦に個室が並んでおりますが、この個室の位置を移動させて、現在のバリアフリートイレと女性トイレとの間の壁をもう少し女性トイレ側に変更し、車いすの方も入っていただけるような形にさせていただく予定です。

委員：トイレに関しては女性トイレ、男性トイレ、それと図面上のバリアフリートイレ表記の場所のそれぞれの面積が、改修後には変更されるということによろしいですか。

担当所管：はい。女性トイレは確実に変更し、男性トイレに関しても少し変更する予定です。バリアフリートイレの前の手洗い場はそのまま現状維持で、バリアフリートイレから出て車いすの方がいらしても、その手洗い場のところでターンしていただくこともできるようにと考えております。

委員：段差解消はいこいの間の方ですね。

担当所管：いこいの間の外にスロープを作り、地面といこいの間における段差を解消します。各部屋のトイレと共用廊下間の段差を可能な範囲で解消する予定です。

委員：解消できない部分はありますか。

担当所管：公民館に関しては、現在でもほぼ段差はありません。和室を洋室化することについて説明しましたが、1階の和室12.5帖の会議室にも踏み込み等がありますけれども、こちらも洋室化しますので、段差をなくすような工夫はさせていただきたいと思います。ただ、絶対になくなるかと言いますと、今から設計の段階でどこまでできるのか検討させていただきます。その他、玄関ホールや2階のホール、そこから会議室に入る部分に関しても段差はほぼございません。公民館は、1階の和室を洋室化するときに、踏み込みの部分に今段差がありますので、こちらの解消が必要だと検討していますが、それに関しては可能な限りの解消をしていきたいと思います。また、玄関入口から入る点字ブロックの前に少しだけレンガタイルの張りがある部分についても、フラットに更新させていただく予定です。公民

館は、和室を洋室化する以外のところでの段差はほぼないと思います。いこいの間も、基本的には外にスロープをつくって高さを合わせていきますので、段差はなくなります。

委員：この公民館の和室の洋室化ですが、出入口や会議室、図書室のドアの形状については何か案はありますか。

担当所管：1階の和室は横に引くタイプです。会議室、図書室に関しましては今のところ、現状のままになる可能性があります。これから設計に入りますので、横に引くタイプのドアにできるようには努力させていただきたいと思います。

委員：公民館は1階が図書室、そして、和室を洋室化してというところと、2階は会議室と和室、そのあたりで、1階と2階の利用人数でいうと、2階の方の利用者数が多ければ2階にもバリアフリートイレが必要かなと思います。和室の洋室化とそれぞれの部屋の利用について、どういうふうに想定されていますか。

担当所管：まず1階の会議室、図書室については、公民館は生涯学習のための施設ですので、図書を置くことが決まっています。2階の和室もご利用になる方は高齢の方でいすを使って利用されたいと要望があり、今回の改修に関しては和室を全部洋室化します。地域の会議や少人数の活動については、1階の和室を洋室化した場所を使っていただけると想定しています。2階の和室を洋室化することで、間仕切りもつけるとお伝えしましたが、通常は手前の大きな会議室と洋室化する和室と下に会議室が2つ、2階に会議室が2つということで、4団体同時に使っていただけると想定しています。他の地区の公民館も同じような使い方をさせていただいており、例えば文化祭など大人数に来ていただくような公民館講座の場合は、間仕切りを設けて、現在、和室になっているところを舞台代わりのような使い方をしていすを並べて、たくさんの方に楽しんでもいただくというような使い方を考えています。同時に5団体使っていただけるということで検討しています。

委員：2階の和室 2.5帖のところも洋室化されて、分割して2部屋として使えるようにということなので、新しくドアをつけるのですか。

担当所管：右側の押入れ部分と踏み込みをなくして、今ある踏み込みのところにドアを1つだけ残すような形にさせていただこうと思っています。ドアの形状が1階の図書会議室と同じで横に引くタイプがつけられない、特に会議室の右上の入口等は少し難しいという話を聞いていますので、先程と同じお答えになりますが、可能な限り引き戸にできるよう相談しています。どうしても構造上無理だというところがあれば、今お示ししている形のドアになると思います。洋室化する和室との間に可動式パーテーションを作るので、パーテーションを利用した場合は、会議室の入口と和室を洋室化する部分の入口を別々に使っていただけると想定しています。